

## 本校の生活指導について

### 1 身だしなみについて

#### (1) 頭髪について

染髪・パーマ等、手を加えない。

#### (2) 服装について

##### (ア) 冬服(10月1日～5月31日)

###### ○男子

ブレザー(学校指定)、ズボン(学校指定)、ネクタイ(学校指定)、白ワイシャツ

###### ○女子

ブレザー(学校指定)、スカート(学校指定)またはスラックス(学校指定)、ネクタイまたはリボン(学校指定)、白ワイシャツ

##### (イ) 夏服(6月1日～9月30日)

###### ○男子

ズボン(学校指定)、白ワイシャツまたは白ポロシャツ

###### ○女子

スカート(学校指定)またはスラックス(学校指定)、白ワイシャツまたは白ポロシャツ

##### (ウ) その他

- ・ニットベストを男女とも冬、夏着用可能
- ・冬服時に、ブレザーの下にVネックセーター・カーディガンの着用を認める。Uネックはネクタイ・リボンが見えなくなるため、着用不可。
- ・ベスト・カーディガン・セーターの色は黒・白・茶・紺・グレー・ベージュとし、無地のものとする。
- ・ネクタイは、夏服期には着用しなくてもよいが、ブレザー着用時には身に付ける。
- ・靴下やコート類については特に指定しないが、校服に不相応なものや華美なものは避けること。

##### (エ) 移行期間

冬服、夏服への衣替えは、前後1ヶ月を移行期間とする。

#### (3) その他

##### (ア) 化粧・装飾品について

禁止。授業を受ける上で不要・危険なものは身に付けない。

##### (イ) アルバイトは原則禁止

やむを得ない場合、担任・生活指導部に相談

### 2 持ち物について

(1) 生徒証・生徒手帳は常時携帯する。

(2) 所持品には学年・組・氏名等を記入し、各自責任を持って管理する。

(3) 学校生活に不必要な多額な金銭、物品は持ってこない。

(4) 校内で盗難・紛失、または拾得等が生じた場合は生活指導部に届け出る。

(5) 電気器具(ドライヤー、充電器等)の使用不可

※電気消費量に上限があり、また電気代としての学校予算を圧迫するため認めない。

(6) 必要のない場面でのスマートフォンの使用は認めない。

### 3 登下校について

- (1) 登校時間 8時00分～  
7時30分より前には、原則として校舎内に立入禁止  
8時00分前に登校する場合は、顧問の許可を得て、部活動・特別活動届を生活指導部へ提出
- (2) 下校時間 16時55分  
16時55分以降に活動する場合、顧問の許可を得て、部活動・特別活動届を生活指導部へ提出  
※18時00分完全下校

### 4 ロッカー使用について

- (1) 鍵を各自で用意し、必ず施錠する。  
※昇降口、教室前にそれぞれロッカーがあるので、鍵を2つ用意する。
- (2) 整理整頓し、美化に努める。教室に私物を放置しない。

### 5 校内生活について

- (1) 登校後は無断で校外に出ない。やむを得ず外出する場合は担任の許可を得る。
- (2) 通学靴・上履き・運動靴・体育館履きを区別する。上履きは指定の学年色のものを使用する。
- (3) 校舎内外の整理整頓・美化に努め、校舎・設備・備品を大切にし、無断で使用または移動しない。  
破損した場合は、直ちに担任・生活指導部へ届け出る。

### 6 自転車について

- (1) 許可制  
自転車通学許可証明を提出し、証明手続きを行う。駐輪場が限られるため、自宅から片道1km以上の生徒にのみ可能。ステッカーの交付を受け、貼付した後、自転車通学可能  
※許可を受けるまでは自転車通学不可。徒歩・公共交通機関を使用し通学
- (2) 保険加入  
自転車損害賠償保険等へ必ず加入すること。  
※PTAに加入している場合は、個人賠償責任補償が付帯している。
- (3) 指定された駐輪場に駐輪
- (4) 交通ルール・マナーの遵守
  - (ア) 危険な走行を繰り返す生徒は、自転車通学許可を取り消す場合あり。
  - (イ) 自転車乗車時には必ずヘルメットを着用すること。ヘルメット未着用で自転車通学を行った場合、自転車通学許可を取り消す。
  - (イ) 自転車の整備（ブレーキ・ハンドル・空気圧・ライト等）を定期的に行う。
  - (エ) 校内での乗車は禁止。事故防止のため、校門の前で下車・乗車すること。

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（令和2年4月改正）  
自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入等  
第27条の2  
**保護者は、その観護する未成年者が自転車を利用するときは、（中略）自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。**  
十八歳未満の者及び高齢者の技能及び知識の習得等  
第15条  
父母その他の保護者は、その観護する十八歳未満の者が、自転車を安全で適正に利用することができるよう（中略）乗車用ヘルメットを着用させる等の必要な対策を行うよう努めなければならない。

### 7 通学路について

- (1) 都営成瀬団地6号棟のエレベータホールおよび青階段は通行禁止
- (2) 成瀬駅前ハイツ（駅前交番横）は住民専用の通路になるので、通行禁止
- (3) 登下校中に不審人物を見かけたら、すぐ警察に通報し、学校・保護者に連絡すること。